

入札にあたっての注意事項

入札参加者におかれましては、「一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書」（以下「実施説明書」という。）を熟読し、次の事項を再度ご確認のうえ、入札してください。

1 入札書

- ① 入札金額の記入（金額が訂正してある場合は無効となりますので、金額は訂正しないでください。なお、金額を訂正したい場合は、新たな用紙を用いて金額を記入してください。また、最低入札価格に満たない入札金額は記入しないでください。）
- ② 申込者の住所、氏名、押印（実印）
- ③ 代理人が入札する場合は、代理人の住所、氏名、押印も必要となります。（委任状を提出すること）
- ④ 共有でのお申込の場合は、共有者から代表者への委任状が必要となります。

2 封筒には

- ① 表に件名「市有財産（前田町土地）売却」、申込者の氏名
- ② 代理人が入札する場合は、表に件名「市有財産（前田町土地）売却」、代理人の氏名
- ③ 入札書は1枚だけ入れて封をし、割印をする。

3 入札保証金

所定の金額を現金又は地方公営企業法施行令第21条の3第1項第1号に掲げる小切手で入札時刻の30分前から入札開始までに、市立四日市病院2階講堂において納付してください。

なお、入札保証金受領書の発行等の手続きには少々お時間が必要となりますので、できれば入札開始5分前までには納付して下さるようご協力をお願いします。

4 入札の無効

次の項目に該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札の資格がない者が行った入札
- ② 記入事項について、必要な文字を欠く、または判読できない入札
- ③ 入札金額を訂正した入札
- ④ 入札保証金を納付していない、またはその金額に不足がある入札
- ⑤ 最低入札価格に満たない金額での入札
- ⑥ 一つの入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- ⑦ 代理人による入札において、委任状の提出がない入札
- ⑧ 申込者またはその代理人が他の入札代理人として行った入札
- ⑨ その他「実施説明書」において無効とする者

5 入札の棄権

入札の当日出席しなかった者、または入札執行時刻に遅刻した者は棄権とします。

6 一般競争入札参加受付済書と印鑑（実印と認印）の持参

入札当日は必ず一般競争入札参加受付済書と印鑑（実印と認印）をご持参ください。なお、一般競争入札参加申込受付済書をご持参いただかなかった場合は入札に参加できません。

7 入札日時及び場所

令和6年12月19日（木）午前10時

市立四日市病院 2階 講堂